

青森県報

第二千三百六十六号

平成十六年
八月十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定…………… (税 務 課) …… 一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (同) …… 一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課) …… 二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (経 営 振 興 課) …… 二
- 平成十五年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表…………… (経 理 課) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 四

告 示

青森県告示第五百三十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、東京都知事、神奈川県知事、大阪府知事及び長崎県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十六年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
古河コマース株式会社	武内 幸夫	東京都千代田区内神田二の九五の九	平成 一六・七・一
株式会社横浜米油	熊澤 一郎	神奈川県横浜市中区扇町四の二の二	"
有限会社森商会	森 哲夫	神奈川県鎌倉市十二所九三二	"
有限会社ワイ・オー マネジメント	奥村 太一	大阪府堺市日置荘田中町一七〇の一	一六・五・一
有限会社市山石油	市山 繁	長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触四七二の一〇	"

青森県告示第五百四十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、岩手県知事、秋田県知事、茨城県知事、栃木県知事、千葉県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、滋賀県知事、鳥取県知事、香川県知事及び福岡県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十六年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社万勝川原商店	川原 敏敬	北海道松前郡松前町字福山六	平成 一六・七・二〇
トヨベツト商事株式会社	吉田 裕	北海道旭川市神居九条一丁目一の五二	一六・一・一
高文石油株式会社	高橋 堅造	岩手県盛岡市開運橋通四の二五	一六・六・九

青森県告示第五百四十一号

株式会社内藤商店	北四国総業株式会社	合資会社長谷川商店	北国工業株式会社	志摩石油株式会社	株式会社協川会	株式会社ヤマモト	有限会社油惣中山商店	有限会社内山石油商会	有限会社三栄社	合資会社高木善助商店	三光石油株式会社	株式会社那須石油	北総商事株式会社	有限会社富永商店	株式会社阿部土建
内藤 一夫	有馬 耕一	長谷川 巖	北川 保	岩城 健二	川上 悟	山本 安章	中山 哲哉	内山 憲憩	高木 敏明	高木 善一郎	福田 和宏	笹沼 弘衛	倉持 雪夫	富永 祐平	阿部 由悦
二 福岡県浮羽郡吉井町六二四の二	一 香川県高松市常盤町一の三の五	〇七の五 鳥取県高都郡青谷町青谷四二	五七 滋賀県東浅井郡湖北町高田六	一六の二 三重県度会郡小俣町湯田一五	一 愛知県半田市旭町三の四七の	静岡県浜北市内野一二九三	静岡県浜松市本郷町三三八	六 静岡県浜松市篠ヶ瀬町一〇八	千葉県佐原市佐原イ三四〇三	千葉県佐原市佐原イ三四〇三	二七 千葉県市原市君塚四丁目七の	四〇 栃木県那須郡那須町寺子丙一	五 茨城県取手市大字井野一二七	五の五 茨城県常陸太田市宮本町三二	一 秋田県鹿角市八幡平字中川二
"	一六・三三	一六・四三	一六・五一	一六・六三	一六・三三	一五・二一	一五・九一	一六・五一	"	一六・三三	一六・四二	一六・四三	一六・四一	一六・三三	一六・六一

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年八月二十三日から施行する。

平成十六年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「 東北労働金庫青森支店 青森市本町三丁目 を
 「 東北労働金庫青森支店 青森市新町二丁目 に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパードラッグアサヒ和田店
 十和田市大字相坂字白上二四八の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社横浜フアーマシー
 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
 代表取締役 松山稔
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の面積の合計	大規模小売店舗の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	積物の位置及び面積	廃棄物の位置及び容量	管施設の位置	大規模小売店舗の運ばきを行うことができない時間帯	営業方法に関する事項	大規模小売店舗の面積の合計	大規模小売店舗内の店舗	区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
											変 更 日			
一、三三三三平方メートル	一七一台	四〇台	五六平方メートル	五六平方メートル	五立方メートル		午前九時三十分から午後六時まで		一、三三三三平方メートル		変 更 前	四、一二六平方メートル	平成 一六・一・二三	平成 一六・一・二三
四、一二六平方メートル	二五五台	一一〇台	二四一平方メートル	二四一平方メートル	六九立方メートル		午前六時から午後六時まで		四、一二六平方メートル		変 更 後	四、一二六平方メートル	平成 一六・一・二三	平成 一六・一・二三

四 届出年月日

平成十六年八月五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年八月十六日から同年十二月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十二月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

平成十五年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第二項の規定により財団法人道庁県会館から平成十五年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 火災・自動車共済事業

分担金その他収入 三、四三二、九六一、七〇九 円

災害共済金、経費その他支出 二、一四七、九八八、二五五 円

正味財産 二一、二四八、五八五、四二一 円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入 一、一二九、七二七、八七三 円

災害共済金、経費その他支出 三九四、六六三、〇八四 円

正味財産 六、五五四、一三四、七八九 円

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級・自走式 三台

四・〇立方メートル級・自走式 一台) 四台

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目一の

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十六年七月二十九日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の八

七 契約金額

五千八百八十二万八千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十六年六月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリー除雪車(二・二メートル級) 五台

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目一の

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十六年七月二十九日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社カワサキマシンステムズ

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一の二九

七 契約金額

一億三千二百九十一万九千五百円

八 契約の相手方を決定した手続

交換差金に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十六年六月九日

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭